

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ② 評価調査者研修修了番号

- 第 110 号  
 SK2024013  
 第 128 号

### ③ 施設・事業所情報

施設名称: 一関藤の園	種別: 児童養護施設
代表者(職名)氏名: (園長) 渡部 俊幸	定員 36 名・利用人数: 35 名 (一時保護 1 名含む)
所在地: 岩手県一関市山日字館 2-5	
TEL: 0191-23-1544	ホームページ: //www.fujinosono.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日: 昭和 37 年 5 月 15 日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人ふじの園 (理事長 橋本 欽哉)	
職員数	常勤職員: 30 名 非常勤職員: 9 名
職名	園長 1 名 里親支援専門相談員 1 名
	副園長兼家庭支援専門相談員 1 名 調理員 4 名
	基幹的職員兼家庭支援専門相談員 1 名 (社会福祉士 3 名)
	基幹的職員兼個別対応職員 1 名 <b>常勤職員計 30 名</b>
	出納員・事務員 各 1 名 児童指導員 1 名
	児童指導員 5 名 保育士 5 名
	保育士 13 名 宿直専門員 3 名
	看護師 1 名 <b>非常勤職員計 9 名</b>
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室) (設備等)
	(1) 本体施設 (定員 30 名) (5 ユニット各定員 6 名) 和室 1・洋室 (個室) 4
	(2) 地域小規模児童養護施設 (1 か所 定員 6 名) 和室 1・洋室 (個室) 3

### ④ 理念・基本方針

#### (1) 基本理念「祈りと感謝の心」

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現を目指します。

#### (2) 養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します。

① 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます。

② 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます。

- ③ 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます。
- ④ 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます。
- ⑤ 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます。
- ⑥ 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます。

#### 養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成  
(素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)
- (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成  
(素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)
- (3) 『お願いします』と言える子どもの育成  
(良好な人間関係を築くことができる子ども)

#### ⑤ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

##### (1) カトリック精神を基調とした養育

創立以来、キリスト教（カトリック）の精神に基づいた人間愛を基調とした施設運営を心掛けており、児童の円満な人格形成が図られるよう養育・支援に努めている。

##### (2) ユニットの裁量と個別化による支援

ユニット制による養育が12年目となり、児童の安心・安全・安定した生活を基本としながら、より丁寧でより家庭的な養育の充実に努めている。近年は、児童の意見等を取り入れユニット独自の裁量による行事等を積極的に実施している。また、一人ひとりの児童の意向を尊重した養育を実践している。

##### (3) 関係機関との連携

関係機関と連携し入所児童の支援に努めている。また、年間を通して様々なボランティア行事、寄附金や食品・物品の寄贈がある。多くの方々からご支援をいただいていることを児童も認識しており自立支援にもつながっている。

##### (4) 地域の子育て支援の拠点化

法人と連携して地域の子育て支援の拠点化を目指している。令和5年に立地状況の良い一関市山目前田地区の土地1,481㎡（約450坪）を購入し、令和7年4月から一関市の委託事業として児童育成支援拠点事業・子ども第三の居場所「ういすてりあ」を立ち上げ、現在17名の児童が登録し利用している。また、同敷地内に2か所目の地域小規模児童養護施設を建設中であり地域分散化の取り組みも進めている。従来の岩手あんしんサポート事業や福祉避難所の指定に加えて、法人が主催する「子ども食堂」にも協働し職員がボランティアとして参加している。

##### (5) リービングケアとアフターケアの充実

施設には一人暮らしを体験できる場所が数か所あり、主に退所を控えた高校3年生が一定の生活費によって、献立の作成から買い物、自炊と一人暮らしの模擬体験を実施している。すべて一人で生活することで気付くことも多々あり、社会に出る前の貴重な体験となっている。また、寄附金を活用した進学支援事業や自動車免許の取得費用の一部助成を実施している。また、乳児院から措置された児童に対しては定期的に乳児院を訪問するなど生い立ちの整理を実施している。

アフターケアについては、進学・就職した卒園生との定期的な連絡や家庭訪問を実施している。また、困窮している卒園生及び卒園した家族の支援、恒例行事となっている卒園生との野球大会を通して交流の機会を設けている。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月15日（契約日） ～ 令和8年1月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	10回（令和4年度）

⑦ 総 評

◇ 特に評価の高い点

リービングケアと退所後の支援

こどものニーズを把握するとともに卒園して独り立ちできるように金銭管理や暮らし方等の生活スキルについて学ぶためのリービングケアの支援を行っている。また、施設退所後も相談できる担当者がおり、支援していくことを伝えている。

在園生と卒園生及び職員を含む50名ほどで野球大会を継続しており、卒園生が社会生活や職業意識等について在園生と話をするなど、交流の機会となっている。また、卒園生の状況把握に努めるとともに行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等とも連携を図りながら、アフターケアを行っている。

◇ 改善を要する点

アセスメントに基づく適切な自立支援計画の策定

「自立支援計画策定マニュアルとフローチャート」が定められ、基幹的職員が総括責任者となっている。アセスメントと計画原案の作成はこどもの担当職員が行い、多職種が参加して開催する自立支援会議で検討し策定される仕組みである。

アセスメントシートは、幼児、小学生、中・高生用が用意されている。中・高生用の評価項目は基本的な生活習慣、健康、学習、経済観念、社会性、個性の伸長、子どもの強み・長所、弱み・短所、家族の状況、家族の意向、学校等の状況等があり、自立支援計画の短期目標の評価（子ども本人、家庭、学校等）の記載欄が設けられ、情報収集が図られている。自立支援計画は、大きな支援方針の下に子ども本人、家庭、学校等に関する短期目標と長期目標が設定されている。

一方、こどもの意向については、自立支援計画に記載欄が設けられているものの、アセスメントシートにはその項目の設定がないことから、改善が急がれる。

⑧ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

3年ぶり10回目の第三者評価の受審となりましたが、改めてPDCAの管理サイクルを機能させていくことの重要性を認識しています。また、様々な視点からご助言をいただき学びの機会となりました。

私たちは、入所している子どもたちとの良好な関係を築きながら、子どもたちの声や態度、表情から複雑な心情を理解し、その思いに応えようと努めてきました。今回の受審では、「こどもの相談・意見への対応」を特に評価の高い点として評価していただいたことは職員全体への励みとなりました。また、「リービングケアと退所後の支援」についても評価していただきました。今後も更に工夫を重ね、丁寧に実施していきたいと思っています。

一方で、改善を求められた項目も多岐に渡りました。改善を求められた項目は私たち職員も自認しており、評価結果を真摯に受け止め、新たな決意をもって施設全体で改善に向けて取り組んでいきたいと思っています。

私たちはもっともっともどもたちを幸せにしたいと思っている職員集団です。「養育」には答えはありません。施設にも一般企業のような絶対的な数値目標はありません。だからこそ、私たちが理想とする施設像を描き、目標を持ち、こどもたちの満足度、職員の満足度、地域の人たちの満足度を高められるような施設にしていきたいと思います。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

受審事業所名： 児童養護施設 一関藤の園

### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント1&gt;            法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。            一関藤の園は、平成16年に社会福祉法人藤聖母園から分離し、「社会福祉法人ふじの園」となった。法人の基本理念は「キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します」であり、施設は「祈りと感謝の心」を基本理念としている。基本方針に6つの養護方針と3つの養護目標を掲げ、施設の目指す使命や方向が明示されている。職員には、「一関藤の園が求める職員像」が示されている。施設の基本理念は、ホームページ、パンフレット、広報紙などに掲載され、施設や小規模児童養護施設の玄関にも掲示されている。職員に対しては、年度当初の職員会議で周知し、基本理念などを掲載した単年度事業計画を職員会議の必携としている。子どもに対しては分かりやすく説明するために作成した「せいかつのおしり」の冒頭に基本理念を掲載し、各ユニットに備えている。保護者には入所時や来園時などの機会を捉えて周知されている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント2&gt;            施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。            園長は岩手県社会的養育推進計画や一関市地域福祉計画の委員として参画し、県内及び一関市の福祉動向の把握に努めている。また、一関市要保護児童対策地域協議会や里親会の学習会に参加し、社会的養護関係の動向を具体的に把握している。地域の養育・支援のニーズに対応し、施設の地域分散化・高機能化・多機能化等について第4次(令和3年度～7年度)中・長期計画や単年度の事業計画に反映され、取組が展開されている。令和4年度「岩手県児童養護施設の事業活動計算書比較表」により、サービス活動の収益と費用、人件費、事業費の推移や利用率やコストなどについて分析を行っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>&lt;コメント3&gt;            経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。            単年度事業計画策定時に、施設の課題等を職員に周知し、分析・検討を行っている。入所児童数の減少などの経営環境を踏まえ、施設の多機能化・高機能化等の取組や職員の確保、定着、育成を課題としている。また、第三者評価の受審結果を経営課題とし、項目ごとに改善すべき課題を明確にしている。これらの課題を法人の中・長期計画・事業計画に項目として掲げ、PDCAサイクルも活用し継続的な改善に取り組んでいる。経営課題は理事会に報告され、事業計画に反映されている。事業計画の進捗については各委員会、主任会議、職員ワークショップなどで検討され、改善に向けた具体的な取組が行われている。</p>		

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント4&gt;            経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。            第3次中・長期事業計画の進捗状況や第三者評価の評価結果も踏まえ、第4次中・長期計画及び収支計画が策定されている。中・長期事業計画では「施設管理運営」「養育関係」「人材・労務・研修関係」「地域貢献」の4部門について基本方針を掲げている。また、各部門ごとに第三者評価受審結果を指標とし、重点施策項目を掲げ、具体的な数値目標を設定している。中・長期計画は単年度ごとの事業計画策定時に職員会議等で評価し、必要に応じて中・長期計画の見直しを行う仕組みがある。次期中・長期計画の策定に着手する予定となっている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント5&gt;            単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。            単年度の計画は、法人の中・長期事業計画の施策体系と連動した事業項目で構成され、施設運営管理関係、養育支援関係、人事・労務・研修関係の各部門ごとに目標の実現を目指している。令和4年度の事業計画では4つの重点項目ごとに具体的な取組み内容が明記され、第三者評価の受審結果を踏まえ具体的な目標数値を掲げており、定量的な分析を行っていた。しかし、7年度事業計画には目標数値が設定されていない。具体的な評価を行うため、数値化による実施状況の設定が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>&lt;コメント6&gt;            事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または職員の理解が十分ではない。            単年度の事業計画の作成は基本的な考えや標準的な作成方法、スケジュール等について定めた「事業計画作成マニュアル」に基づき策定されている。事業計画は、毎年度ごとの自己評価や第三者評価受審結果を踏まえ、各委員会で評価・見直しを行い、職員会議で検討し、各委員会にフィードバックされ事業計画の立案が行われる仕組みがある。年度途中の主任会議、各委員会において事業計画の進捗状況について確認されているが、見直しには至っていない。中・長期計画に基づき事業計画に具体的な数値目標等を設定し、実施状況の定量的な評価による計画の見直しが望まれる。事業計画は理事会の承認後、年度当初の職員会議で職員に周知され、事業計画書は職員会議の必携になっている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>&lt;コメント7&gt;            事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。            事業計画はホームページへの掲載、広報紙により周知している。子どもに関する部分を分かりやすく説明するために表現を工夫した年度版「せいかつのしおり」を作成し、ホーム会議や自治会で説明するとともに各ユニットに備えつけている。毎年実施している利用者アンケートなど、子どもの声をもとに事業計画のスローガンを作成している。保護者には来園時等の機会を捉えて説明している。</p>		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>&lt;コメント8&gt;            養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。            各委員会が設置され業務管理シートによるPDCAサイクルに基づく養育支援の質の向上に向けた取組が組織的・日常的に行われている。事業計画策定時に自己評価を行い、定期的に第三者評価を受審し、結果について分析している。職務分担表により位置づけられた各委員会は事業計画に基づく養育・支援の内容の評価を分析・検討する場になっている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント9&gt;            評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。第三者評価の受審結果を領域ごとに各委員会で分析し、業務改善シートにより職員間で取り組むべき課題を共有している。評価結果を主任会議や各委員会で話し合っており、改善に取り組む仕組みは整っている。            今後は計画的に改善に向けた取組を行い、実施状況の評価を記録し職員間で共有することで、必要に応じた改善計画の見直しを行うことが期待される。</p>		

#### 評価対象 II 施設の運営管理

##### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント10&gt;            園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。            園長は広報紙「いちのせき藤の園」や職員会議で理念、基本方針等を説明している。            園長の役割、責任等は管理規程や職務分担表に明記され、職員会議で施設の基本方針や運営に関する方針を周知している。主任会議で各部の意見を把握し、リスクマネジメント委員会、安全委員会などに参加し、助言、指導を行うなどリーダーシップを発揮している。園長の不在時の代理者は管理規程や職務分担表で明確化されている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント11&gt;            園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。            園長は「社会福祉法人ふじの園法令遵守規程」や施設の「法令遵守要項」に基づき、遵守すべき法令等を理解している。園長は、福祉新聞、全養協通信などにより福祉分野の法改正の動向や最新の状況、内容の把握に努めている。法人の理事長が職員に対し、定期的に法令遵守等の研修を行っている。また、コンプライアンスシートを作成し、実態の把握や法令遵守を理解するための具体的な取組を行っている。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント12&gt;</p> <p>園長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>第三者評価の受審結果を踏まえ、各委員会で養育・支援の質の向上を図る取組を行っている。自己評価や第三者評価結果の改善点が各委員会から提案され、養育指針の改正が行われているほか、「自立支援計画マニュアル」「プライバシー保護マニュアル」などが整備されている。</p> <p>園長はリスクマネジメント、給食、苦情解決、安全、研修等の各委員会に出席し助言や提言を行い、施設の養育・支援の改善のため指導力を発揮している。また、主任会議や園長面談で職員から意見聴取を行い、課題を把握し改善に向けた取組を施設全体で行うための役割と責任を果たしている。</p> <p>「人材育成研修計画実施要項」に基づく教育・研修により職員の専門性の向上に努めている。園長は児童養護施設長の研修会等に参加している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント13&gt;</p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>園長は、児童養護施設の重要課題である地域分散・小規模化、高機能化、多機能化などの実現に向け、養育の支援の質の向上、職員育成、職場環境の改善などに取り組んでいる。働きやすい環境整備のための人員配置計画により、職員の確保に努めている。人件費については全職員に一時金や処遇改善手当を支給するなど処遇の改善に努めている。また心理カウンセラーによる面談や勤怠システムの導入などにより、働きやすさや職員の休日の確保に取り組んでいる。</p> <p>理念や基本方針は、こどもに関する内容が中心であり、職員の行動規範となる具体的な内容となっていない。施設の理念や基本方針の実現に向けて、職員の行動規範等を明示し、働きやすい環境整備等のため、具体的な取組が望まれる。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント14&gt;</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>第4次中・長期事業計画では、職員配置について4対1の基準を満たすことを掲げ、専門職である家庭支援専門相談員、心理療法士、里親支援専門相談員、看護師を専従としている。また、個別対応職員を専任とし、医療調整員、自立支援専門相談員の配置を計画している。現時点では、心理療法士が常勤化されていない。また、栄養士の配置が実現せず、調理員も不足し、直接処遇職員の負担になっている。</p> <p>福祉人材の確保については、求人情報の発信のほか、実習生を多く受入れることにより人材の確保に一定の効果を上げている。初任者が直接処遇職員として将来を担う人材となるためにはある程度の経験と一定の期間が必要とされるため、初任時の人材育成の仕組みの再構築が望まれる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント15&gt;</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>施設が目指す職員像は「一関藤の園が求める職員像」により、期待する職員像等を明文化し、職員会議や園内研修で職員に示している。職員の処遇改善については、給与規程の改正や平成29年度から処遇改善加算手当等の支給が行われている。今年度から業務の進捗を管理する業務管理シート、個別研修シートによる職員の専門性の向上や業務の推進状況を把握するシステムを始めたが、職員の職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度について評価する取組が十分とは言えない。今後は仕組みの構築が望まれる。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント16&gt;</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>職務分担表により、労務管理の責任者を明示している。園長は年2回職員面談を行い、就業に関する意向を把握している。全職員にインフルエンザの予防接種費用の全額施設負担や福利厚生センターへの入会など福利厚生の充実を図っている。職員の就業状況については月間勤務予定表や勤怠システムにより、労働時間を把握している。職員の安全確保の観点から園内研修で安全衛生活動も実施している。各主任やユニットリーダーなどを対象にメンタルヘルスの専門家による週1回の個別面談の機会を設けている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の改善や日頃から相談しやすい仕組みがあり、相談内容の解決に向け取組を行っている。育児、介護休暇等に関する規則を改正し、子育てしやすい環境づくりに努めている。また、就業規則を改正し、不妊治療のための特別休暇を設けている。</p> <p>職員の就業状況や意向の把握に努めているが、正規職員の入れ替わりが多いことや調理員の不足がある。今後は、福祉人材の確保、定着の観点から、人員の確保や子どもの暴言、暴力から職員を守る体制の構築が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント17&gt;</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>「一関藤の園が求める職員像」について9つの項目を挙げ、具体的に示している。年2回の園長による職員面談で、職員一人ひとりが設定した業務の目標や達成度を次年度の人材育成研修計画に反映する仕組みとなっており、外部研修と園内研修へ参加している。業務管理及び個別管理シートにより、成果指導を取り入れているが、職員の職種、職責、経験年数を踏まえた職員一人ひとりの育成に関する取組が十分に機能していない。職員の設定した目標について中間面接を行い目標に向け、7年度から始めた個別研修シートや業務管理シートにより、進捗状況の確認や達成度を確認しながら、職員の育成に向けた取組の充実が期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント18&gt;</p> <p>施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>「人材育成研修計画・実施要綱」に「一関藤の園が求める職員像」を明示している。実施要綱では入職前からの研修の実施に関して必要な事項が定められ、人材育成の考え方を示し経験に応じたスキルビジョン、階層別の主要な研修課題と研修の体系、実施を明示している。「人材育成研修計画」により、教育・研修が行われている。</p> <p>今年度から始めた個別研修シートなどにより、中間で研修計画や研修内容の見直しを行い、その結果を研修委員会などで評価し、職員のスキルアップのため次年度の計画に反映されたい。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント19&gt;</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>園長は「人材育成研修計画」や職員面談、主任会議での意向を踏まえ、新任職員や経験年数の浅い職員も意見を出しやすいように小グループでのワークショップによる内部研修を実施している。「人材育成研修計画」や実施要綱に基づき、経験、習熟度により6段階の階層別に分け、内部研修、外部研修の機会を確保している。また外部研修参加予定表が作成され、職員は階層別、職種別、テーマ別に研修計画が策定されている。「社会福祉法人ふじの園資格取得等助成金交付規程」を整備している。基幹的職員、副園長、園長にいつでも相談できる体制があり、養育・支援の質の向上や組織力の強化に努めている。また、入所児童に関する療育相談業務委託を締結し、公認心理師によるスーパービジョンの体制を整えているが定期的な取組に至っていない。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている	b
<p>&lt;コメント20&gt;  実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。  中・長期事業計画で「地域と連携し地域のニーズに応える施設づくり」を基本目標とし、「ボランティア実習生の積極的な受入」を重点項目として掲げ、「実習の手引き」を作成し受け入れ方針を明示している。令和4年度は保育士を中心に10校で35人を受け入れている。実習プログラムは、ユニットでの実習と講話とに分け、職務分担表に基づき実習生受入れの担当者が学校、実習生と進め方などを話し合いながら実施している。  今後は、社会福祉士の実習生受入れや指導者研修などによる、より効果的な実習体制の整備が望まれる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>&lt;コメント21&gt;  施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。  ホームページで、基本理念や定款、役員等に関する報酬規程、事業報告書、事業計画、決算概況、現況報告、社会福祉充実計画、第三者評価の受審結果について公開している。施設の関係では、施設概要、園の沿革、子どもたちの暮らし、生活のしおり、年間行事、ショートステイ事業、実習の手引き、進学支援のお願い、寄付金等の支援のお願いが掲載され、社会・地域に対して役割や存在を明確にしている。また、苦情処理規程が整備され、「なんでもボックス」を設置し、苦情等については公開される仕組みとなっている。広報紙は年3回発行し、子どもの家族、地域、関係者に配布し、基本理念、基本方針のほか取組について掲載している。また、情報公開規程が定められ、施設の玄関ホールに掲示されている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント22&gt;  公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  「社会福祉法人ふじの園経理規程」及び法令遵守規程及び要項に基づき、一関藤の園の「利用者との癒着の禁止」「情実取引の排除」「公正な取引先選定」「リベート要求の禁止」「公正な経費処理」等を定め、職員に周知している。新任職員研修では資料で物品の購入手続きや小口現金の取扱い等について周知し、週1回以上出納職員以外の職員が確認する牽制機能の仕組みがある。四半期ごとに法人監事の内部監査がある。会計事務所の出納調査を毎月受け、外部の専門家の支援により、施設運営の適正性の確保や事務処理体制の向上に努めている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント23&gt;  こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。  「地域とのかかわりに関するマニュアル」を作成し、基本的な考え方を文書化している。地域との交流として地域の祭り、ラジオ体操、清掃活動などの行事に参加している。特別養護老人ホームへの訪問やライオンズクラブとの交流を行っている。また、スポーツ少年団活動への参加、アルバイト、塾、職実習等こどものニーズに応じた対応を行っている。  施設で開催する園遊会やクリスマス会には地域の人々も来園するほか、「施設利用伺い」により施設を開放している。また、交流ホールや図書室などに友人等が遊びに来やすいように環境整備を行っている。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント24&gt;  ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。  第3次中・長期事業計画で「ボランティア実習生の積極的な受入」を重点施策項目として位置づけ「ボランティアの受入及び協力に関するマニュアル」を定め、受入れ方針と基本姿勢を明文化し、受入れの手順、体制、受入れの流れなどが明示されている。理事長、園長、副園長、実習担当者を地元の短期大学へ講師派遣し、副園長が小学校評議員に就任し、こどものプライバシーへの配慮などについて説明している。また学生のインターンシップ受入れ体制が整備されている。新たに里親サロンも定期的開催している。ボランティアに対し、マニュアルに基づき事前に留意点等について説明することが明示され、こどもにも目的等を説明し感謝の気持ちをもって交流することとしている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント25&gt;  こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。  関係機関連絡先一覧には学校、児童相談所、行政機関窓口、関連する福祉施設、障害者相談支援事業所、医療機関等の連絡先が掲載され、職員がいつでも確認できるようになっている。児童相談所、小学校等の関係機関と定期的な連絡会議等が開催されている。要保護児童対策地域協議会実務者会議や小学校評議会、一関地区障害者地域支援自立協議会、一関市要対協実務者会議等に職員が参加し、地域の課題について協働する取組が行われている。家庭支援専門相談員がジェノグラム&amp;エコマップを作成し、こどものアフターケアや地域でのネットワークづくりに取り組んでいる。また、「一関地域「切れ目のない支援」連携会議」に参加し、連携支援や情報の共有に努めている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント26&gt;  地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。  今年度の事業計画の基本目標である「地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり」の中で地域の福祉ニーズを把握するための取組として、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催、専門職等による相談活動、一時保護、ショートステイの受け入れや令和7年度からはこどもの第三の居場所の受入れ体制を整備している。一関地域の関係機関・団体と情報交換会を行い、地域の具体的な福祉ニーズ、生活課題等の把握に努めている。「IWATE・あんしんサポート事業」に加わり、具体的な家庭の支援や施設主催の里親との意見交換会を毎年開催するなど地域福祉のニーズ把握のための取組が行われている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント27&gt;  把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。  今年度の事業計画の重点施策である「地域の福祉ニーズに応える施設づくり」として一関市から事業を受託し、令和7年度からこども第三の居場所推進事業「ういすてりあ」を開所した。また、こども食堂への参加や福祉避難所として食料の備蓄など機能強化が明示されている。さらに「IWATE・あんしんサポート事業」「災害派遣福祉チーム」「福祉避難所」の担当者が職務分担表に明示され、「一関あんしんサポート事業情報交換会」に参加している。市内の保育園で講話、短期大学での講演により、養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元している。  中・長期事業計画の施策の展開(施設機能の強化)に掲げる「地域や関係機関とのネットワーク作り」については、児童養護施設を知ってもらうために講演会を通じ、地域住民の福祉に対する理解の促進を図るなどの取組が望まれる。</p>		

評価対象 III 適切な養育・支援の実施

III-1 こども本位の養育・支援

III-1-(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント28&gt;                      こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。                      法人の基本理念を「子どもたちの尊厳と幸福を目指します」とし、施設の理念が「子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のための継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします」と掲げられている。また、6つの養護方針、目指す子ども像「ありがとう、ごめんない、お願いします」を言えるこどもを育成するとの姿勢が明確にされている。                      施設内の研修ではコンプライアンスや権利擁護、聖書研究、人生論、こどもアドボカシー、こどもへの暴力防止などがテーマに取り上げられている。基幹的職員が権利擁護担当に業務分担されるとともに権利擁護、人権侵害防止のチェックリストも活用されている。職員は「こどものけんりノート」の読み合わせを行うなど、こどもの尊重、基本的な人権への配慮について共通の理解を図る取組が行われている。</p>		
29	III-1-(1)-② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p>&lt;コメント29&gt;                      こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。                      こどもに配布説明される「入所のしおり」や「せいかつとしおり」にプライバシーを保護する旨の取組が具体的に説明されている。例えば、手紙や電話を検閲しないこと、机やタンスの中を勝手に見ないこと、大切にしているものに触らないことなど(ただし、必要に応じた制限がある旨も含む)が説明されている。これらの取組はプライバシー保護マニュアルにまとめられ職員の業務に標準化されている。居室は6人定員のグループホーム形式(ユニットケア)であり、中学生以上のこどもには原則個室が提供されている。小学生以下のこどもについても専用の机やタンスが用意されている。</p>		
III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>&lt;コメント30&gt;                      こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。                      施設での生活を分かりやすく説明した「せいかつとしおり」がホームページに掲載されており、保護者のもとより、こども、特に中学生、高校生が理解しやすい内容となっている。こども目線でしおりに記述されている「生活百科Q&amp;A」には、“お洗濯はどうするの?”、“お風呂には毎日入れますか?”、“ゲームをしてもいいですか?”などの質問が37問掲載され、それぞれ“小学生までは先生がします。中学生以上は自分でします”などと回答されている。そのほか各ホームへの出入りの仕方、食事、衣類や持ち物、遊び、学習・進学・就職、地域とのつながり、外出、携帯電話、パソコンの使い方、プライバシーの守り方、お小遣いなどが平易に記載されている。入所調整のタイミングでは見学が行われている。また、施設の広報紙にも生活の様子が豊富に紹介され、利用に当たって必要な情報が積極的に提供されている。</p>		
31	III-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント31&gt;                      養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづきこどもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。                      養育・支援の開始時には児童相談所とともに、こどもの意向や保護者の個別的な事情を把握するよう打合せと入所に向けた調整が行われている。入所に向けては保護者向けに「施設利用説明書」、こども向けには「入所のしおり」「こどものけんりノート」が配布され、事前に施設の職員から説明されている。また、個人情報保護に関する基本方針や銀行口座開設の説明書を書面交付するとともに、個人情報開示承諾書、予防接種承諾書、医療を受ける際の委任状などが説明され、承諾書等のコピーは保護者に交付され、共通の認識が図られるよう手続きが行われている。幼児や小学校低学年等のこどもには、丁寧な説明が心がけられている。入所過程を適切に実施するためにフローチャートやチェックリストが作成されており、学校等への登校、学用品、所持金品などがもれなく説明される仕組みが標準化されている。また見学時にこどもから受けた質問や見学の様子も把握できる内容となっている。保護者、医療機関、学校、児童相談所との詳細なやり取りや施設でのこどもの様子はその都度記録され、職員間で共有されている。</p>		

32	III-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント32&gt;          養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、引継ぎ書類の標準化等に改善の余地が残されている。          保護者から家庭引き取りの希望があった場合等を想定したフローチャートが作成されている。児童相談所との協議を経て退所が検討される場合は、家族交流の頻度の設定、家族との面談、家庭訪問、こどもとの面接、意向確認などがされている。退所後の地域における学校と在籍中の学校、市町村との協議を経て退所手続きに進む手順がとられている。退所後、就職したこどもに対しては、転入やマイナンバー手続き、入社式への送迎などの継続的支援が行われている。このほか、貸付金の申請、引越後の生活用品の買物、交通事故を起こした際の支援などがある。退所や措置変更の際は必要に応じてアフターケア計画書が作成され施設における担当分担、関係機関の担当者連絡先、保護者等を明らかにしつつ、支援の内容、時期、頻度などが計画化されている。また、卒業後の進路が未定となっているこどもを支援する団体とも連携している。          一方、他施設や家庭への移行に関して、引継書類や情報提供の内容などが標準化されていないことから、これらの整備が望まれる。</p>		
III-1-(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント33&gt;          こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。          毎年2回実施されるこどもの満足度調査とこどもとの会話から要望を把握する「要望ノート」の仕組みが整備されている。満足度調査は小学校1年生以上を対象とし、「園の生活で嫌なこと、困ったこと」「人に知られたくないことが守られているか」「話しやすい大人がいるか」「外部の大人に相談できることを知っているか」「園は「祈りと感謝」「一人ひとりを大切にしている」ことを大切にしていることを知っているか」などの項目で満足度が把握されている。プライバシー保護や話しやすい大人の存在は90%以上の満足度があった。調査結果は事業計画書に記載され、こどもの満足度、意向が計画に反映されるよう工夫されている。「要望ノート」への取組では、令和6年度に1,664件の要望を把握し、対応・解決済が87%となっており、仕組みが機能している状況がうかがえる。</p>		
III-1-(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント34&gt;          苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、苦情解決の仕組みの活用に課題が残されている。          法人の苦情解決責任者は理事長、施設における責任者は園長となっている。施設の苦情受付担当者は副園長と基幹的職員の2名が配置されている。第三者委員は2名配置されている。苦情箱(なんでもBOX)も設置されている。令和6年度の法人全体の苦情受付は2件で、職員に対するもの1件、利用するこどもに対するものが2件であった。このうち、施設への苦情は1件であった。事業報告書には苦情内容と件数が報告されている。ホームページには要望の件数2件と解決の状況も掲載されている。苦情解決の体制はこども向けの「せいかつのしおり」にも掲載されているが、児童相談所や運営適正化委員会、弁護士相談窓口、いじめ相談、チャイルドラインなど幅広く苦情等の相談先が明示されている。また、要望ノートによる要望への対応が多いことから、これが予防的な取組み効果を上げており、苦情が表明化していない状況もうかがえる。          しかし、苦情のとらえ方(不満な感情表明に対する受け止め、解決要求への回答)があいまいとなっており、受付の記録や養育・支援の仕組みの改善に苦情解決の仕組みが活用されるよう工夫が求められる。</p>		
35	III-1-(4)-② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	b
<p>&lt;コメント35&gt;          こどもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、こどもに対する周知に課題が残されている。          こどもが意見を表明できる仕組みは、年2回行われる利用者アンケートがある。回答率も90%以上と高く、取組が機能している。施設は6つのグループホームで構成されているが、各ホームが共有する部屋として相談室2か所、ボランティアルーム、幼児用プレイルーム、学習室などが相談の場として活用できる。各ホームではこどもの会議が行われており自由な意見や要望が表明されている。児童相談所の職員や意見表明等支援員の活動も行われており、様々な相談の機会が設けられている。日常的な困りごとや悩みの相談は各ホームの担当職員が対応する仕組みがとられているが、「せいかつのしおり」や「入所のしおり」には、困りごとや悩みへの相談の取組に関して既にある仕組みが説明されていない。苦情や要望とは異なる物事の解決に向けた相談の取組の周知には改善の余地が残されている。</p>		

36	III-1-(4)-③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント36&gt;  こどもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。  日常的なこどもとの会話やつぶやきから要望を拾い上げて記録し、職員間で検討し対応する「要望ノート」やこども会議の仕組みが活用されている。こども自らの希望や願望を叶えるための要望のほか、他のこどもに対する行動変容を求める意見なども細かく把握されている。「意見等に対するマニュアル」は今年4月に改正されており、こどもの個別の記録に対応結果を記載すること、毎月日誌に対応結果を記載して幹部職員と園長に報告するなどの取組が行われている。令和6年度の要望受付は1,664件、うち対応されたものは1,454件であった。</p>		
<b>III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント37&gt;  リスクマネジメント体制を構築し、こどもの安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  「リスクマネジメント委員会設置要綱」に基づいて、園長を委員長とする委員会(委員13人)が設置されている。委員会の役割は事故の分析、事故等の再発予防の検討などである。具体的な取組には災害避難、福祉避難所運営、ヒヤリハット・事故報告の分析、遊具・危険箇所の点検、非常食の点検など、危機管理の要素もカバーされている。  年間の委員会活動は項目ごとに評価を行い、次年度計画に反映するよう取り組まれている。事故報告マニュアルや外部からの侵入者に対する対応には「不審者対応マニュアル」が用意され、連絡、通報、職員招集、こどもの安全確保などの対策が明記されている。委員会は年7回開催され、体制が構築されている。事故やヒヤリハット事例は年間で325件報告されている。幼児の事例が最も多く120件、内容別ではうっかりミス、思い込み、知識不足、不十分な見守り、配慮不足などと分析されている。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント38&gt;  感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。  「感染症対策マニュアル」「健康・衛生管理マニュアル」「子ども救急医療ガイド」などが策定されている。感染症対策委員会は年4回開催され吐物・汚物の処理手順などが検討され、職員への講習も行われている。委員長は看護師が担っており、こどもや職員のインフルエンザ等の予防接種の管理のほか通年の感染症対策(換気、手洗い、うがい)、手足口病や胃腸炎対策などの研修、罹患した場合の通院支援などが取り組まれている。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント39&gt;  地震・津波・豪雨・大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っているが、事業継続計画の策定に課題が残されている。  園長を本部長とする自衛消防組織を設置し、地震・火災等を想定した避難訓練が毎月行われている。職員の非常通報訓練、非常食の備蓄(360人分)、災害時備品の整備などが実施されている。活動の推進はリスクマネジメント委員会に位置づけられており、組織的な体制が構築されている。災害時のこどもの安否確認は「教育機関との連携対応マニュアル」に基づいて行う仕組みとなっている。職員間の緊急連絡はスマートフォンのアプリが活用されている。本園施設は平成25年6月竣工と比較的新しい。  しかし、災害時の影響を考慮した事業継続計画が未策定であることや消防署、地域の団体等と連携した避難訓練等にも課題が残されている。今後は課題を踏まえた取組が望まれる。</p>		

### III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>&lt;コメント40&gt;</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文章化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。</p> <p>養護方針及び養護目標に基づき、こどもの養育・支援に関連する規程やマニュアルが72種類整備されている。また保護者用の施設利用説明書、こども用の「せいかつのしおり」、こどもに関する「自立支援計画策定マニュアル」、アセスメントや自立支援計画の様式、自立支援計画策定フローチャートなどが定められている。日常生活支援に関しては業務手順書が定められている。実施方法は、本園施設の5つのグループホーム(ユニットケア)と地域小規模グループホームに共通している。</p> <p>新任職員には入職前の研修会において基本的な業務内容や実施方法が説明されているほか、先輩職員による現場での助言指導が行われている。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント41&gt;</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、こども意見、提案の活用課題が残されている。</p> <p>業務マニュアルの見直しを行うためのマニュアルが作成されている。日常的なこどもに対する生活支援は小規模なグループホーム(ユニットケア)で行われているが、職員の業務は早番、日勤、遅番、宿直に分担され、時間ごとの基本業務が手順書にまとめられている。手順書は年度末に見直しが行われ、年度初めに試行し、主任会議や各ホーム会議での検討を経て5月から施行されている。見直しの責任者は基幹的職員が充てられている。見直しの視点は一般家庭に近い支援の状況とされている。一方、こどもの生活に身近な自治会運営要領、「外出に関するマニュアル」「外泊・一時帰省マニュアル」「お小遣い取り扱いマニュアル」「衣類等管理購入マニュアル」「学習塾への通塾マニュアル」等の検証・見直しについては、こどもの意見、提案の活用が効果的と思われる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>&lt;コメント42&gt;</p> <p>こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、こどもの意向等に関するアセスメントに課題が残されている。「自立支援計画策定マニュアルとフローチャート」が定められ、基幹的職員が総括責任者となっている。アセスメントと計画原案の作成はこどもの担当職員が行い、多職種が参加して開催する自立支援会議で検討し策定される仕組みである。</p> <p>アセスメントシートは、幼児、小学生、中・高生用が用意されている。中・高生用の評価項目は基本的生活習慣、健康、学習、経済観念、社会性、個性の伸長、子どもの強み・長所、弱み・短所、家族の状況、家族の意向、学校等の状況等があり、自立支援計画の短期目標の評価(子ども本人、家庭、学校等)の記載欄が設けられ、情報収集が図られている。自立支援計画は、大きな支援方針の下に子ども本人、家庭、学校等に関する短期目標と長期目標が設定されている。</p> <p>一方、こどもの意向については、自立支援計画に記載欄が設けられているものの、アセスメントシートにはその項目の設定がないことから、改善が急がれる。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>&lt;コメント43&gt;</p> <p>自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めているが、計画策定の過程におけるこどもの参加に課題が残されている。</p> <p>自立支援計画は、月間支援総括を行い計画の進展を確認する仕組みがある。また半年ごとに自立支援会議において評価・見直しが行われている。会議ではこども本人の意向を踏まえ、新しい支援の追加や継続が話し合われ、見直しが行われている。ケース会議が年4回開催され集中的にケース検討がされている。</p> <p>一方、計画の見直し過程において、こどもからの意向の把握、計画に対する説明と同意、それらを行う時間の確保や時期の設定など重要な手順がマニュアルに規定されていないなどの課題が確認された。今後は、こどもとよく相談して策定する自立支援計画となるようマニュアルの改定が望まれる。</p>		

III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>&lt;コメント44&gt;</p> <p>こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、記録要領の作成や職員への指導等の工夫に課題が残されている。支援の実施状況は、業務支援用の記録アプリケーションを導入しパソコンネットワークを通じて、結果を見ることができる仕組みが構築されている。具体的な支援の内容はケース記録に記載されている。ケース記録には支援に関するカテゴリー（見出し）が設定され、時系列や職員別、学校や関係機関、自立支援などの見出しから支援内容を抽出でき、実施内容や支援の過程が把握できる仕組みが機能している。支援の情報共有を行う会議は年間で主任会議21回、ホーム・フロア会議8回、ケース検討会議6回などが行われているほか、職員が会議録を閲覧したかも確認されている。また、施設外においても日誌や連絡事項を確認できる業務用のアプリが活用されている。</p> <p>一方、記録方法の留意点が会議などで話し合われているが、記録要領については一定の基準が定められていない。こどもの感情、言動、職員の対応に関する記述項目や対応の決定・確認・伝達の結果及びそれらの記述順序などを標準的に示すなどの取組が望まれる。</p>		
45	III-2-(3)-② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント45&gt;</p> <p>こどもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、関係規程やマニュアル等の見直しに課題が残されている。文書保存規程、法令遵守要綱、「利用者に関する記録の保存・破棄に関するマニュアル」に基づいてこどもの記録が管理されている。職員には法令遵守の誓約書を提出させるなど個人情報の流出防止策が行われている。法令遵守をテーマとした内部研修において、個人情報の漏洩場面などについて具体的な注意点が周知されている。また、個人情報の取扱に関して保護者の同意をとる手続きが行われている。</p> <p>一方、記録の電子化やパソコン周辺機器や記憶媒体の活用や利用制限、インターネット環境の管理、こどもに関する書類の変化、情報開示へ対応する規程・マニュアル等の見直しが行われていない。今後、規程・マニュアル等の改正が望まれる。</p>		

## A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) こどもの権利擁護		第三者評価結果
A1	A-1-(1)-① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>&lt;コメント1&gt;</p> <p>こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られているとともに規定・マニュアルに基づいた養育・支援が実施されている。</p> <p>権利擁護に関する取組については、毎週職員会議において、コンプライアンス研修として、虐待やホームから出された事例をとりあげ検討する機会を設けているとともに、権利侵害につながらないように早期発見に取り組んでいる。</p> <p>こどもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し、クリスマス会及びイースター復活祭にこどもの意思で参加の可否を決めている。</p>		

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		第三者評価結果
A2	A-1-(2)-① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>&lt;コメント2&gt;</p> <p>こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p> <p>法人施設の基本理念・養護方針にこどもの権利擁護を主体とした養育・支援が掲げられ、職員一人ひとりは被措置児童等虐待マニュアルに基づいて人権擁護チェックリストにより年4回振り返りを行なっている。</p> <p>こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、学校の送迎時やホーム職員と土日に買い物など出かけるなど、できる範囲で個別に関わり、生活の中で保障される様々な権利について分かりやすく説明し支援している。</p> <p>職員間では、こどもアドボカシー研修や安全委員会の聞き取り調査等を通して、こどもの権利に関する学習機会をもち、支援している。</p>		

A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		第三者評価結果
A3	A-1-(3)-① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント3&gt;          こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。          こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えるため、子ども個人のアルバム、母子手帳、「措置変更前施設からの記録」「関係機関との情報交換の記録」等がある。          また、事実を伝える場合には、個別の事情に応じて伝え方や内容などについて職員会議及びケース会議等において職員間で共有・確認している。自立支援計画票には児童相談所の意見の記載もあり、こどもの生き立ちに慎重に対応し事実を伝えた後、適切なフォローが行われている。</p>		
A4	A-1-(4)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント4&gt;          不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。          就業規則に体罰禁止が明記されており、職員の入職時にはいかなる場合も児童に対して体罰を行わない旨の誓約書が提出されている。          不適切なかかわりの防止について、「人権擁護チェックリスト」「被措置児童等虐待対応マニュアル」「性的問題行動対応マニュアル」等が整備され、会議等で職員に具体的な例が示されている。          こども自身が自分を守るための知識や具体的方法について学習する機会を設けており、「なんでも相談」「相談ダイヤルカード等」を提示し、暴力への相談方法について支援している。          日常生活の中で、職員が意識的に状況把握に努め、こどものさりげない声を拾い上げて「要望ノート」として整理し、また、苦情受付書及び苦情受付報告書にまとめられており、不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>		
A5	A-1-(5)-① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント5&gt;          こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。          こどもの生活の連続性に関して、「入所時受入れチェックリスト」「入所前ケース会議資料」「フェースシート」「入所時のウェルカムボード」「連絡会議録」「ケース会議録」等が確認され、不安の軽減を図りながら温かく迎えることができるよう保護者の理解も得ながら、移行期の支援を行っている。          里親委託に当たっては、近年中高生のこどもが入所してくる傾向があり、委託されるこどもの例は少ないが、里親サロン等を開催したり里親支援センターや里親支援専門相談員を活用しながら支援を行っている。          家庭復帰においては、保護者の電話等による相談にも対応し、安定した生活を送ることができるよう支援を継続している。</p>		
A6	A-1-(5)-② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント6&gt;          こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。          こどものニーズを把握するとともに卒園して立ち立ちできるように金銭管理や暮らし方等の生活スキルについて学ぶためのリービングケアの支援を行っている。また、施設退所後も相談できる担当者があり、支援していくことを伝えている。          在園生と卒園生及び職員を含む50名ほどで野球大会を継続しており、卒園生が社会生活や職業意識等について在園生と話をするなど、交流の機会となっている。また、卒園生の状況把握に努めるとともに行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等とも連携を図りながら、アフターケアを行っている。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A7	A-2-(1)-① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>&lt;コメント7&gt;                      こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。                      日常支援記録、ケース記録、安全委員会の聞き取り、定例会会議録、一関児童相談所との連絡協議会会議録等における記録が具体的かつ詳細に記載され、全職員でこどもの心を理解するため、背景にある心理的課題の把握に努め、寄り添いながらこどもとともに課題に向き合っている。                      中学生や高校生が入所する割合が多い傾向にあり、身体への暴力は教育することにより減る傾向にあるが、言葉による暴力は増える傾向にあり、こどもの心に何が起きているのかを理解し、職員への信頼関係が保てるように支援している。</p>		
A8	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント8&gt;                      基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。                      職員とこどもが個別に安心して触れ合う時間を確保するため、担当職員不在時でも新人職員と経験豊富な基幹職員等との構成で体制をとり、こどもと職員との信頼関係を構築するよう配慮している。また、日常生活の中でこどもの言動を受け止め、「要望ノート」として個々のこどもの状況に応じて柔軟に支援できるように配慮している。</p>		
A9	A-2-(1)-③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント9&gt;                      こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。                      快適な生活に向けて、こどもと職員がともに考え、こどもたちがホームの電気料を毎月計測することにより、目的意識をもち課題に対して、生活を立て直すという実感を持ち、自分たちで主体的に生活を営むことができるよう支援している。                      宿題はこども一人ひとりの生活時間帯に沿って、取り組んでいる。また、宿題は間違ってもいいと認めながら見守ったり、働きかけたりしている。                      不登校で長期に教室に入れなかったこどもは教室以外で勉強し、卒業した。つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援している。</p>		
A10	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>&lt;コメント10&gt;                      発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。                      年齢や発達の状況により、未就園児は幼稚園に通い、また就学児は課題等に応じたプログラムのもとに学習支援スタッフにより、個別に学習支援が実施されている。日常生活の中で、こどもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、スポーツ少年団活動、サマーキャンプ・バーベキュー、熱気球搭乗や釣り等の豊かな体験が職員の工夫や努力により実践されている。                      また卒園生が就職した職場を在園生が見学する企業見学も実施され、こどもの学びや遊びを保障するための資源が活用されている。</p>		

A11	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント11&gt;  生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。  小学生から中高生まで、タブレットやパソコンを使用して、ゲームや受験のための学習をしている。使用時間を設定する等使い方についての決まりを設けて、配慮しながら支援している。高校生のスマートフォン使用状況は、SNSリスクもあるため、担当職員との振り返る機会を個別に定期的に設定している。  地域社会への積極的参加を図るため、転地養護や地域のスポーツ少年団に加入して、社会性を身につける機会を設けている。  発達の種類や個々の特性に応じて、一人ひとりに対して身体の清潔、病気、事故等について自分で気をつけるよう支援している。</p>		

A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A12	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>&lt;コメント12&gt;  おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。  今年度から栄養士の献立作成による食材を各ホームに運び、食事を作り、食べる方法に変更された。調理場が自然に見え、食への関心が高まると同時にホーム内での職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能している。  地域小規模グループホームでは、職員と子どもたちの話し合いにより、食費の予算化、独自の献立作成、畑づくりを通じた食材のいかし方と購入、調理まですべて行っており、基礎的な調理技術を習得できるよう、日常生活の中で支援している。</p>		

A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A13	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>&lt;コメント13&gt;  衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。  「衣類等の管理、購入等に関するマニュアル」が作成され、「衣類管理表」に衣類の基準枚数が定められ、衣類が用意されている。また、日常生活で子どもの衣類に対する要望を受け止めながら、発達状況や好み、TPOに合わせたものを職員と一緒に購入し、自己表現できるように支援している。  スポーツ少年団等で使用したユニホームやグローブ等については職員が洗ったり、必要によってはメンテナンスをする場面を見せながら保管の仕方等を習得させている。</p>		

A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A14	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>&lt;コメント14&gt;  居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。  事務分担表に建物の責任者及び掃除区域が決められており、「園内外作業予定表」に基づき、子どもにとって居心地のよい安心安全な環境作りが行われている。  また、春の花植え、畑の草取り、落ち葉掃き、雪かき等年間予定表が作成され、可能な範囲で子どもと一緒に活動し、積極的に環境整備を行っている。  今年から各ホーム内で食事作りと食事をしていることから、食堂やリビングなどの共有スペースは食器類や鍋がきれいに整理され、家庭的な雰囲気になるように配慮されている。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A15	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント15&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p> <p>子どもの平常の健康状態や発育・発達状態について「健康の記録」「身体測定表」「月間支援総括・ケース記録」「幼児歯科検診、健康診断記録」「配薬チェック表」等により把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。</p> <p>健康上特別な配慮を要することも精神科や診療内科等の受診や服薬を検討することがある。また、子どもの服薬管理は看護師と職員で二重にチェックしている。医療機関と連携しながら、日頃から注意深く子どもを観察し、対応している。</p> <p>職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、嘔吐物処理の研修、リスクマネジメント委員会での普通救命講習等を実施し、知識を深める努力がされている。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A16	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>&lt;コメント16&gt;</p> <p>他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p> <p>職員は「性的問題行動マニュアル」「性教育委員会業務管理シート」「性教育委員会事業計画」等により、性の正しい知識の共有に努めている。施設内の死角となる場所の点検、性的発言等のある子どもに対する個別的な観察や情報共有が行われている。これらの取組を通じ他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう支援している。</p> <p>必要に応じて職員向け性教育研修等を実施したり、子どもに対しては「CAPいわて小学生向けプログラム」等の学習会を実施し、性をめぐる諸課題に対しての支援を実施している。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A17	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント17&gt;</p> <p>子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。</p> <p>安全委員会の聞き取り調査を実施するとともに、日常生活の中で、子ども一人ひとりの心の中の不安、ストレス、苛立ちなどの些細なことにも職員が耳を傾け、役割分担を行い、組織全体として支援している。また、事案により、個別的に学校との連携や児童相談所の心理司が関わるとともに、医療機関につなげている。</p> <p>一つの事例を取り上げ、施設内研修及び児童相談所との交流研修を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。</p>		
A18	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント18&gt;</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p> <p>身体暴力等の事案が発生した場合における対応として文章と明解な図によるマニュアルが作成され、緊急時等においては施設全体で素早く取り組むことができる体制となっている。</p> <p>施設内の安全委員会における子どもに対する聞き取り調査を全職員が共有し、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮に必要な応じて適切な支援をしている。また、施設の支援だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や学校等と外部の安全委員会も組織されており、他機関等の協力を得ながら対応している。</p> <p>問題の発生予防のために遊具・危険箇所の点検、園内外の死角点検も定期的に行うなど、不備等がある場合は改善を行っている。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		第三者評価結果
A19	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント19&gt;            心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。            現在 心理療法担当職員が欠員であり、日常的に心理支援を行う体制が整っていない。心理的ケアが必要な子どもに対しては、児童相談所の心理司や医療機関の心理士と連携した面接やオンラインによる面接等を行い、治療や支援を行っている。            職員に対しては、公認心理師・学校心理士の資格を有する養育相談員に業務委託をし、週に1回程度スーパーバイズを受けられる体制を整えている。加えて職員研修を計画し、今年度中に実行することとしている。            入所児童のケース概要として心理的な支援や家族支援を展開する必要性、重要性が高いケースが多いため、心理担当職員を補充していくことが望まれる。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A20	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント20&gt;            学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。            小学生は学習支援スケジュールにより学習支援員が中心となり、個別の学力に合わせた学習指導を実施している。中高生については必要に応じてホーム職員や委託契約した学習支援員と個別的な学習に取り組み、学習習慣が身につくよう支援している。            高校進学に当たり、私立、公立に関わらず、通信制の高校への進学も視野に進学先の情報等を子どもたちに提供し、柔軟な対応を意識しながら支援している。            特別な支援が必要な子どもについては特性や状態に合わせて学校、児童相談所等と密に連携し、保護者の同意を得た上で特別支援学級の在籍や通級などにも対応している。</p>		
A21	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント21&gt;            子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。            日常的に子どもたち一人ひとりの将来について一緒に考えながら、アセスメントをもとにした自立支援計画を作成している。ケース会議や自立支援会議で全体周知を行いながら、施設として自立に向けて進路の自己決定ができるよう支援している。            在園生へのアフターケアについて、家庭支援専門相談員を中心に施設全体の職員の連携のもとに家族や児童相談所の担当福祉司と連携し、対応している。アフターケアの重要性と必要性が増しており、児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業等の活用に向けた取組を実施するための専門の役割を持つ人材が求められる。</p>		
A22	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント22&gt;            職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。            「進路支援マニュアル」「進路支援年間計画予定表」「子どもの職場見学・職場体験実施要項」等が作成されている。自立支援計画に基づき、在園期間中に自立に向けて子ども一人ひとりの意向に合わせてアルバイトや職場実習への取組などをサポートしている。            福祉的な就労を必要とする子どもなどは、「いちのせき若者サポートステーション」と連携した支援が行われている。            子ども一人ひとりの能力や個性をいかした社会経験の拡大のため、協力事業主等と連携して在園生の見学等は実施されているが多くない。実習先や体験先の開拓について積極的に行っていくことが望まれる。</p>		

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A23	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント23&gt;</p> <p>施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。  「家庭支援専門相談員標準業務」が作成され、家庭支援専門相談員2名が配置されている。一関市要保護児童対策地域協議会、一関市子ども家庭課、児童相談所の連携のもと家族の相談に応じている。  こどもの意向を尊重し、こども自身が安心して家族と関わることができるよう職員と保護者が電話等で詳細に連携した上で、親子訓練室で家族交流が行われ、家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A24	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント24&gt;</p> <p>親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。  こどもの家族に対する想いを日頃からホーム職員が受け止めるとともに、家庭支援専門相談員が中心となりケース会議や自立支援会議を通して施設全体で家族理解を深め、家族関係の再構築に向けて取り組んでいる。  こどもが安心して家族交流ができるように、職員が付き添うなど個別ケースに応じた対応をしている。親子訓練棟を積極的に活用したり、遠方に住む家族にはオンラインを活用して家族関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。  児童相談所とは密に連携し、家庭訪問同行や交流の立ち合い等を行い、家庭復帰に向けた取組を行っている。</p>		